

議案第 64 号

市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負変更契約について

市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負変更契約について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

市川市長 田中甲

記

- 1 工事名 市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事
- 2 工事場所 市川市大洲 4 丁目 18 番 1 号
(地名地番; 市川市大洲 4 丁目 9 番 1 の一部外)
- 3 請負代金額 474,210,000 円
- 4 契約相手方 市川市高谷 1 丁目 7 番 17 号
岩堀建設株式会社
代表取締役 岩堀 一巨
- 5 工事概要 市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事
鉄骨造 地上 2 階建
建築工事 一式

理　　由

既定予算に基づく市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事について、受注者との間に工事請負変更仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第27号）第2条の規定により提案するものである。

工事請負変更仮契約書

発注者と受注者とは、令和7年6月19日付で締結した市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約（以下「原契約」という。）並びに令和7年10月10日付及び令和7年12月8日付で締結した市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負変更契約（以下「変更契約」という。）について、次のとおり変更する。

なお、この工事請負変更仮契約書に定めなき事項は、原契約及び変更契約によるものとする。

この契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の可決を得たとき、本契約が締結されたものとする。ただし、議会の可決が得られないとき、この契約は無効となり、発注者は、損害賠償の責を負わない。

（請負代金の増額）

第1条 原契約及び変更契約で定める請負代金額から金9,705,489円を、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額から882,318円をそれぞれ増額する。

（継続費に係る契約の特則の変更）

第2条 前条に定める請負代金の増額に伴い、原契約及び変更契約に定める請負代金の支払いに係る予算年割額

「令和7年度 278,702,707円」を 5,823,293円増額し、
「令和7年度 284,526,000円」に、
「令和8年度 185,801,804円」を 3,882,196円増額し、
「令和8年度 189,684,000円」に、

原契約及び変更契約に定める予算年割額に対応する各会計年度の出来高予定額

「令和7年度 278,702,707円」を 5,823,293円増額し、
「令和7年度 284,526,000円」に、
「令和8年度 185,801,804円」を 3,882,196円増額し、
「令和8年度 189,684,000円」に変更する。

この工事請負変更契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が

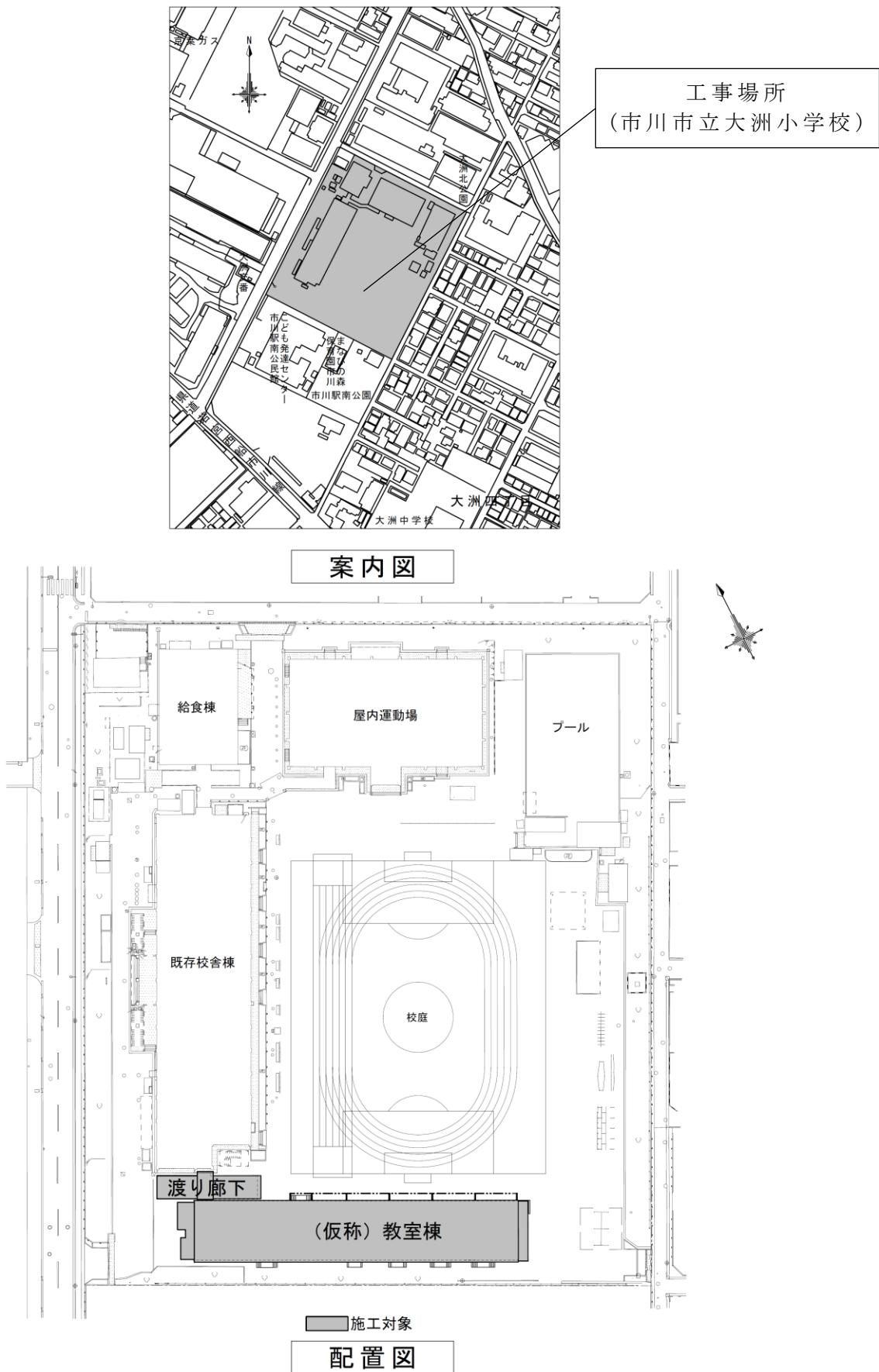
記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 1 月 30 日

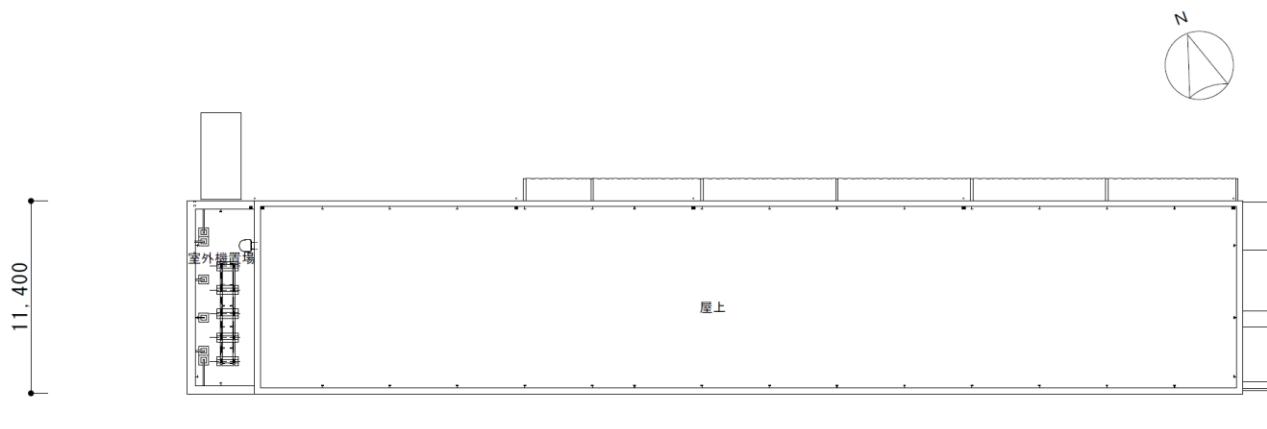
発注者 住所 市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号
氏名 代表者 市長 田中 甲 印

受注者 住所 市川市高谷 1 丁目 7 番 17 号
氏名 代表取締役 岩堀 一巨 印

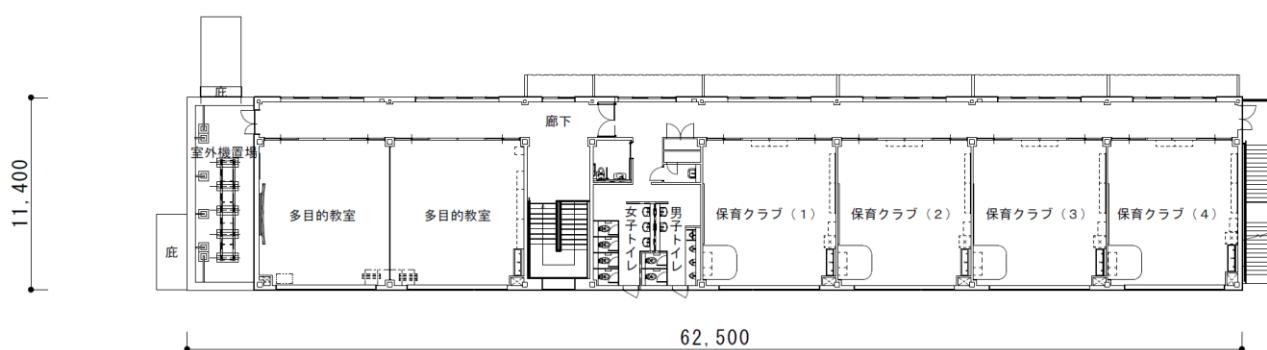
議案第64号の参考図1



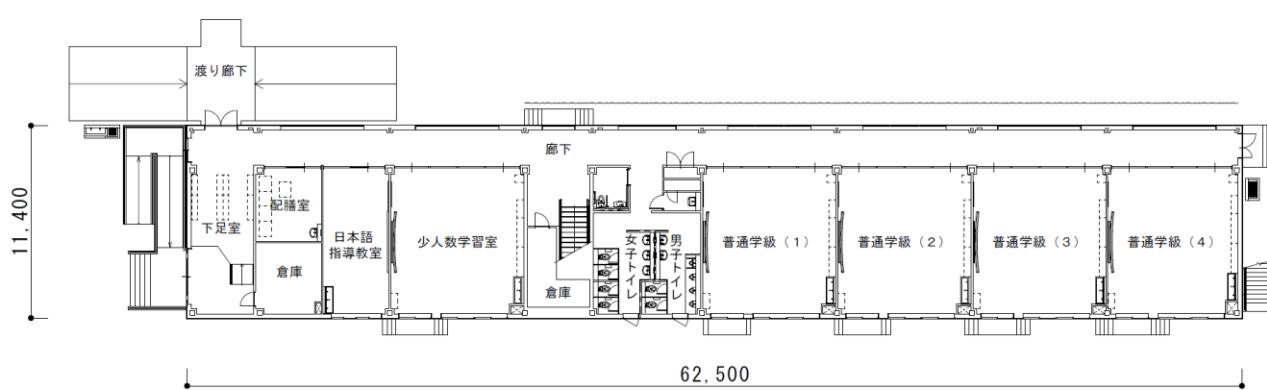
議案第64号の参考図2



屋上平面図

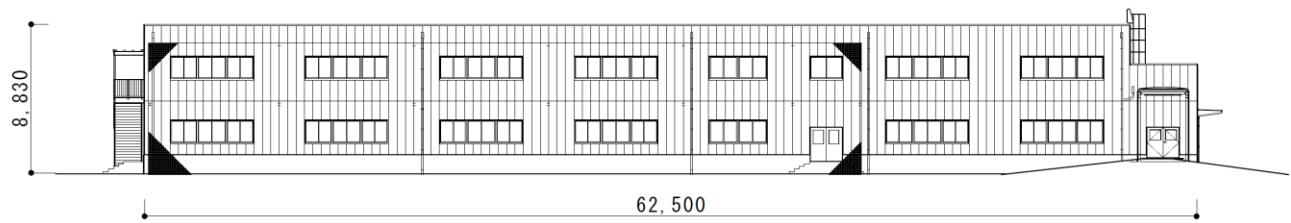


2階平面図

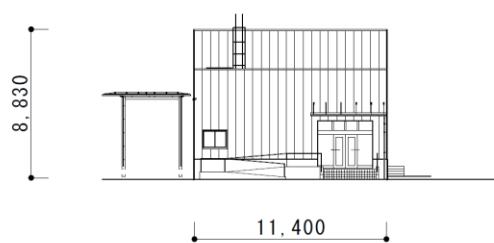


1階平面図

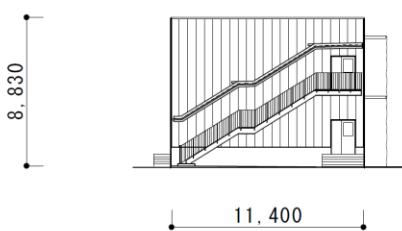
議案第 64 号の参考図 3



北側立面図



西側立面図



東側立面図



南側立面図